

軽米町交際費の支出及び公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町政の円滑な運営に資するため、町長等が町を代表して行う外部の個人又は団体との交際、交渉等に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めることにより、適正な執行を図ることを目的とする。

(支出基準)

第2条 支出しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するときは、必要最小限の範囲で当該交際費を執行することができる。

- (1) 町政の円滑な執行と進展のために必要な団体又は個人に対する支出
- (2) 友好及び信頼関係の維持増進のために必要な団体又は個人に対する支出
- (3) 儀礼的な範囲内のものに対する支出
- (4) その他町長が必要と認める支出

(支出内容)

第3条 交際費の支出の対象となる内容及び支出額は、弔慰に対する支出については別表1のとおりとし、弔慰以外に対する支出については別表2のとおりとする。ただし、この額によりがたい場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で現に必要とする額とする。

(支出内容の公開)

第4条 交際費の支出内容については、軽米町ホームページに掲載するとともに町長が指定する場所において縦覧に供することにより行うものとする。ただし、公開情報に個人に関する情報であり配慮を必要とするものが含まれる場合にあつては、これを除くものとする。

(見直し)

第5条 この要綱に規定する執行基準及び支出内容は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成27年6月15日から施行する。

別表1（第3条関係）

弔慰に対する支出基準

区 分	本 人	本人の配偶者及び 一親等の血族・同居 の一親等の姻族	過去に在職した本人
町長・副町長・教育長・過去に在職した助役及び収入役	花環1基 及び1万円 (町長は町葬)	5千円	花環1基 及び5千円
町議会議長	花環1基 及び1万円	5千円	花環1基 及び5千円
町議会議員	花環1基 及び1万円	5千円	5千円
町職員	花環1基 及び5千円		5千円
国からの委嘱による委員等 (※1)	5千円		5千円 (※3)
地方自治法の規定により設置される委員会の委員 (※2)	5千円		5千円
分団長以上の消防団員	5千円		5千円 (※4)
その他	町政運営上、町長が特に必要と認めた場合に限り相当額を支出する		

※1 国からの委嘱による委員等とは、民生児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談委員。

※2 地方自治法の規定により設置される委員会の委員とは、教育委員会委員、農業委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員。

※3 町議会の同意を得て推薦した委員に限る。

※4 消防団長の職にあったものに限る。

別表 2 (第 3 条関係)

弔慰以外に対する支出基準

支出区分	支 出 内 容	支 出 額
慶 祝	式典、祝賀会、落成式等へのお祝い	会費が明示されている場合はその金額とし、それ以外は原則 1 万円以内
見 舞	町の業務に関連して発生した事故等に伴う負傷等の見舞に係る経費	原則 5 千円以内
懇談費	町政運営上有益であると町長が認める場合で、有識者又は各団体との意見交換又は情報収集のための懇談等に係る経費	会費が明示されている場合はその金額とし、それ以外は原則 1 万円以内
その他	町政運営上、町長が特に必要と認めた場合	相当額